寝屋川市みどりの基本計画 改定版
（骨子案）

平成 30 年３月

寝屋川市みどりの基本計画 改定版（骨子案）　目次

１．寝屋川市みどりの基本計画の改定にあたって……1

１－１．みどりの基本計画とは……1
１－２．計画の位置付け……1
１－３．改定の背景と目的……2
１－4．みどりの定義……4
１－５．みどりの機能……5

２．計画の枠組み……6

２－１．目標年次……6
２－２．計画対象区域……6
２－３．各主体の役割……6

３．本市のみどりの現状……8

３－１．緑地の現況……8

４．本市のみどりの課題……13

４－１．みどりの保全に関する課題……15
４－２．みどりの充実に関する課題……19
４－３．みどりの創出に関する課題……23
４－４．みどりのネットワークに関する課題……24
４－５．協働のみどりに関する課題……25

５．改定の視点……27

６．基本方針……28

６－１．基本理念とみどりの将来像……28
６－２．基本方針……30
６－３．みどりの目標設定……32

1．寝屋川市みどりの基本計画の改定にあたって

1－1．みどりの基本計画とは

都市緑地法第４条の規定に基づき、都市計画区域を有する市町村において、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

1－2．計画の位置付け

本計画は、国の各種政策の理念や趣旨を反映した上で、大阪府が策定した「みどりの大阪推進計画」を指針とし、本市の上位計画である「第五次寝屋川市総合計画」に即すとともに、「寝屋川市都市計画マスタープラン」や「寝屋川市立地適正化計画」との適合、または、関連計画である「寝屋川市環境基本計画」などと整合した内容となっています。

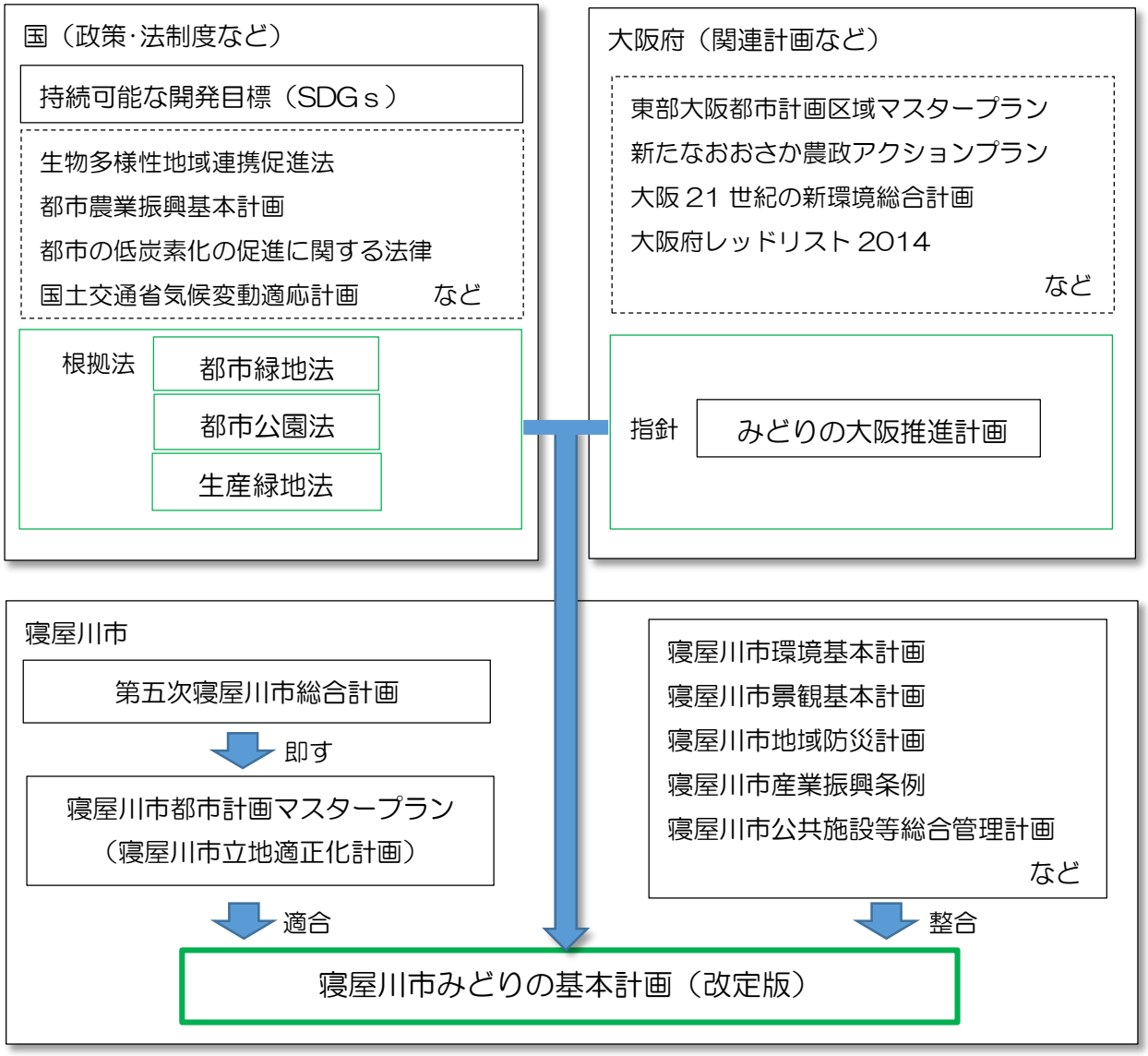

図　計画の位置付け

１－３．改定の背景と目的

（１）改定の背景

①社会情勢の変化

平成 13 年３月に寝屋川市緑の基本計画が策定（以下、「平成 13 年策定計画」という。）されてから約 17 年が経過し、その間、少子高齢化の進行や人口減少、成熟社会における市民の価値観の多様化が進むなど、社会情勢は大きく変化しました。

なかでも、地球温暖化をはじめとした環境問題や生物多様性の保全などにおける市民の環境志向の高まりや、気候変動により懸念される水害や土砂災害などの自然災害の頻発や激化に対応した安全安心なまちづくりについて、国においても、これらの課題解決には多様な主体が連携した共助による地域づくりが重要であるとされています。

また、新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会において、今後の都市公園やオープンスペースのあり方について、みどりとオープンスペースによる都市のリノベーションをはじめとする３つの戦略を重点的に推進すべきとされています。

②関係法令、上位計画等の動向

平成 29 年５月公布の都市緑地法等の一部改正において、都市緑地法では、農地を緑地として明確に定義することをはじめ、市民緑地認定制度の創設やみどり法人が拡充され、都市公園法では、公園整備における公募設置管理制度の創設、公園占用許可対象等の緩和がなされるとともに、公園協議会の設置が可能となるなど、市民等をはじめとする民間活力を最大限に活用するための制度の充実が図られており、また、生産緑地法では、指定面積要件の下限について条例により 300 ㎡から 500 ㎡未満の範囲で定めることや、レストランなどの設置可能な施設が新たに追加されました。

あわせて、農地関連では、平成 27 年４月に制定された都市農業振興基本法において、農地の利活用による都市の貴重なみどりとしての保全を図ることが示されており、大阪府においても、新たなおおさか農政アクションプラン（都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例など）に基づいた都市農業の多様な機能の発揮と都市農地の有効活用と保全のための取り組みが進められています。

また、平成 22 年（2010 年）の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催を踏まえて、生物多様性の確保に向けてみどりの再生、保全、創出等の取り組みの重要性が示されています。

さらには、平成 27 年（2015 年）の国連総会において採択されたアジェンダ 2030 において持続可能な開発目標（SDGs）が示され、みどりの立場からもこれらの目標達成を目指すことを通じて、経済・社会の諸課題の同時解決につなげることが重要とされています。

③本市のみどりに関する動向

本市においても、定住人口の減少や少子高齢化が一層進むことが予測される中、集約連携型のまちづくりを進めるため、寝屋川市立地適正化計画などに基づき、都市機能の集約化とともに、市の有するポテンシャルを活かした課題解決を図ることを目指しており、持続可能な住みよいまちの実現において多様な視点によりみどりを活用することが重要となっています。

あわせて、人口減少等が進む中、今後のみどりの担い手についても高齢化や人手不足が懸念されることから、多様な主体の更なる連携により、みどりにかかわる機会づくりや、協働による新たなみどりづくりが求められています。

また、既存ストックの有効活用と効率的・効果的な都市基盤整備を進める中で、長期未着手の都市計画公園について、地域のみどりの状況をふまえた再編を進めることや、多くの都市公園が整備後 30 年以上経過していることから、遊具やその他の公園施設について、計画的かつ効率的な維持管理を推進していく必要があります。

④本市のみどりの取り組みの実績

平成 13 年策定計画では、「協働によるみどりのまちづくり」をテーマとし、「緑化モデル優先地区（田井西公園周辺地区、寝屋川市駅周辺地区）」における重点的な緑化の推進をはじめ、市民ワークショップによる計画づくりをふまえた公園や親水空間の計画・整備など、みどりの保全及び創造を推進してきました。また、「サクラ☆プロジェクト」によるサクラをテーマとしたまちづくりなど、緑化の推進や市民による参画・協働によるみどりの普及に努めてきました。

（２）改定の目的

これらの背景を踏まえ、以下の目的により、新たな時代に応じたみどりづくりの方針として平成 13 年策定計画の改定を行うものです。

①人口減少・少子高齢化を見据え、まちの安全確保や魅力の向上を図りつつ、更なる市民意識の向上や、多様な主体によるみどりへの関わりを推進

②集約型都市構造化やみどり・農が共生する都市の実現を目指し、「都市緑地法等の一部を改正する法律」の公布などに伴い、戦略的なみどり・オープンスペース政策を推進

③「環境問題や安全・安心なまちづくり」において、「環境問題の顕在化」や、様々な災害に対応するための都市の低炭素化の促進、気候変動への適応に寄与する適応策としての緑化の取り組みの展開による防災機能の強化を推進

④都市緑地法運用指針の改正により示された生物多様性の確保に関する技術的配慮事項を踏まえて、地域における多様な主体の連携による取り組みを推進

⑤大阪府において「都市計画区域マスタープラン」「みどりの大阪推進計画」が策定され、施設緑地と地域制緑地を一体的に評価する仕組みづくりが進められたことや、都市公園法等の改正を受けて、みどり全体の質の向上とともに都市公園のマネジメントを推進

⑥都市計画公園における「建築制限の長期化への対応」や「説明責任の明確化」などに対応するため、必要に応じた都市計画変更を推進

１－4．みどりの定義

本計画で対象とするみどりは、「みどりの大阪推進計画」を参考に以下のように定義します。

みどり：周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなど

みどりの中で、担保性がある（将来にわたってみどりが残される可能性が高い）と判断できるものを「緑地」とし、さらに「緑地」を施設緑地と地域制緑地に分類します。

緑地	施設緑地	都市公園あるいはこれに準ずる機能を持つ施設として、国、府、市町村が土地を所有している緑地（借地等の場合も含む）
	地域制緑地	森林、農地、交通用地や水辺等のオープンスペース、公共施設、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例等により国、府、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地

また、緑地の中で樹林や樹木で覆われたエリア、草地等（樹林・樹木以外の植生で、芝草類、笹類、つる植物、草本類、河川敷の葦原など）で覆われたエリア、及び農地エリアを「緑被地」とします。

緑　被　地	樹林や樹木、草地等（芝草類、笹類、つる植物、草本類、河川敷の葦原など）、農地

図　対象とするみどりのイメージ

１－５．みどりの機能

本市のみどりには、以下に示すとおり「環境保全機能」、「レクリエーション機能」、「防災機能」、「景観形成機能」や、市民・事業者・学校・行政による「協働の活動などにより生み出される機能」が存在しており、自然、教育、福祉、観光など多様な分野において機能を発揮しています。

表　みどりの機能（例）

環境保全機能	淀川河川公園や寝屋川などは、シロヒレタビラやコウガイモなどの**生物の生育・生息環境**であり、**貴重な自然環境**が形成されています。 また、これらのみどりは**ヒートアイランド現象の緩和**にも貢献するなど、**環境保全**に寄与するものです。
レクリエーション機能	都市公園や寝屋川沿いの親水空間などでは、**市民の憩いの場**であるとともに、**水辺などの自然とのふれあい**や、**ウォーキング・散策などの健康づくり、スポーツなどの余暇活動の場**として利用されます。 また、学校グラウンドなどを含めて、**イベントや行祭事の場として利用**されるなど、**レクリエーション機能を有しています。**
防災機能	都市公園や学校グラウンドなどは、**避難地として活用**されるとともに、寝屋川公園では**災害時の後方支援活動拠点**として位置づけられており、農地などでは**雨水貯留機能や防災時の一時避難空間等としての機能**を有しています。 また、第二京阪道路をはじめとする主要な幹線道路は、**延焼遮断機能**や**避難路機能**を担うなど、様々な**防災機能**を有しています。
景観形成機能	淀川河川公園や寝屋川公園、友呂岐緑地などは、**新寝屋川八景**に選出されるとともに、淀川や生駒やまなみ緑地などは**景観計画における大きな景観軸**として位置づけられています。 また、鉄道駅やこれを拠点とした桜街道、または市を代表する寝屋川などの水辺空間は、**シンボルとしての景観**を形成しており、神田天満宮のクスノキをはじめとする**歴史的な景観形成**にも寄与しています。
協働の活動などにより生み出される機能	淀川河川公園や寝屋川などの水辺空間は、市民等による自然再生などの環境保全活動が行われるとともに、**環境学習などの場**として活かされており、道路や公園などの公共施設における清掃活動や、花いっぱいのまちづくりの推進を含めて、**市民活動や社会貢献活動を通じた地域コミュニティの形成**にも寄与します。 また、駅周辺や打上川治水緑地では、サクラ☆プロジェクトによるシティプロモーションが展開されるなど、**市の都市格向上**にも貢献します。

2．計画の枠組み

2－1．目標年次

本計画の目標年次は、第五次寝屋川市総合計画や寝屋川市都市計画マスタープランにおける目標年次を勘案し、概ね 20 年後の平成 52 年とします。また、目標年次の人口の見通しは「寝屋川市人口ビジョン」をもとに、以下の通りとします。

表　目標年次における人口の見通し

年次	現時点 平成 29 年4月（2018 年）	目標年次 平成 52 年（2040 年）
人口	236,758 人	目標　200,000 人
		推計　186,376 人

2－2．計画対象区域

本計画の対象区域は、都市計画区域（寝屋川市全域：2,470ha）とします。そのうち、市街化区域面積は約 2,162ha、市街化調整区域面積は約 308ha となっています。

表　計画対象区域

区域区分	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
面積	2,470ha	約 2,162ha	約 308ha

2－3．各主体の役割

本計画は、市民・事業者・学校・行政が適切な役割分担のもと、それぞれが連携・相互支援を図りながら協働の取り組みを進めます。

1　市民

生活環境の改善や良好な都市景観の形成に寄与するみどりを貴重な財産として認識し取り組むこと。

⑴　公園・緑地での各種イベントや体験・生涯学習に参加するなど、みどりとふれあい楽しむ機会を増やすことにより、みどりに対する理解を深めること。
⑵　市民一人ひとりが当事者としてみどりを守り育むこと。
⑶　自宅の庭やベランダ、樹木などの個人の敷地レベルの身近なみどりを守り育むこと。
⑷　建築物や道路に面した敷地における地域での連続した緑化や、道路や公園などの地域のみどりに関わるボランティア活動、または公園の整備・管理運営への積極的な参画など、みどりの活動を通じて地域とのつながりを深めること。
⑸　みどりの活動実績を有する市民活動団体等は、行政や他団体などと連携しつつ、次世代のみどりの担い手の育成や専門的な視点からみどりを守り育むこと。

2　事業者

みどりを守り育むことは、操業する地域等への社会貢献事業として認識し取り組むこと。

⑴　みどりを守り育むことは、地域の良き一員になる契機として捉えること。
⑵　事業所等の建設や操業にあたっては関係法令を遵守し、みどりを保全・創出すること。
⑶　学習会等における専門的技術者として従業員などを派遣し、市民等に対する必要な知識や技術等の提供、または緑化活動、体験学習などの機会の創出により、みどりを通じた地域課題の解決などに取り組むこと。
⑷　大規模な事業所敷地内のみどりは、地域のシンボル的なみどりと成り得ることを認識し、自ら適正に維持管理するとともに地域へ開放すること。

３　学校

校園庭のみどりは、次世代を担う学生等の緑化意識の育成や、地域の活動拠点としての役割を担うことを認識し取り組むこと。

⑴　保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校などでは、敷地内でのみどりの育成、生きもの観察や自然とのふれあいなど、環境学習を通じて地域のみどりとふれあう機会を増やすことにより、地域への愛着と誇りを持つとともに、みどりに対する理解を深めること。

⑵　大学などでは、水辺の保全再生プロジェクトなど実践的な活動に学生等が参加することにより、より専門的な視点からみどりに関する知識や技術を習得すること。

⑶　大学などでは、包括連携協定に基づき、学習会等における専門的技術者として学生等を派遣し、市民等に対する必要な知識や技術等の提供、または緑化活動、体験学習などの機会の創出により、みどりを通じた地域課題の解決などに取り組むこと。

⑷　小・中学校、高等学校、大学などでは、緑化を推進し、市街地内の貴重なみどりのオープンスペースとしての創出・充実とともに、学校敷地を市民等へ広く開放するなど、地域の活動拠点としての役割を認識すること。

⑸　小・中学校、高等学校、大学などでは、花緑の育成や清掃美化活動など、自治会や市民活動団体などと連携した地域での活動を展開すること。

４　行政

本計画に基づき、多様な主体と連携しつつ、みどりの将来像の実現に向けて取り組むこと。

⑴　公共施設の敷地等において、先導的かつ計画的な緑化を推進するとともに、地域の活動の場として市民等が満足できる公園づくりを目指して取り組むこと。

⑵　市民等の共助とともに、多様な主体の協働によるみどりづくりを一層推進するためのしくみや体制をつくり、また、庁内を横断する組織の構築や、国・府との連携を強化すること。

⑶　公園の整備や管理運営、または市民等の協力を得ながら民有地等のみどりの保全・創出を促進するため、既存の法制度の活用や各種助成制度等を充実すること。

⑷　多様な主体によるみどりの活動をより一層促進するため、様々な情報の発信や、資機材・活動場所の提供、専門家の派遣、補助金等による支援や、みどりを普及・啓発すること。

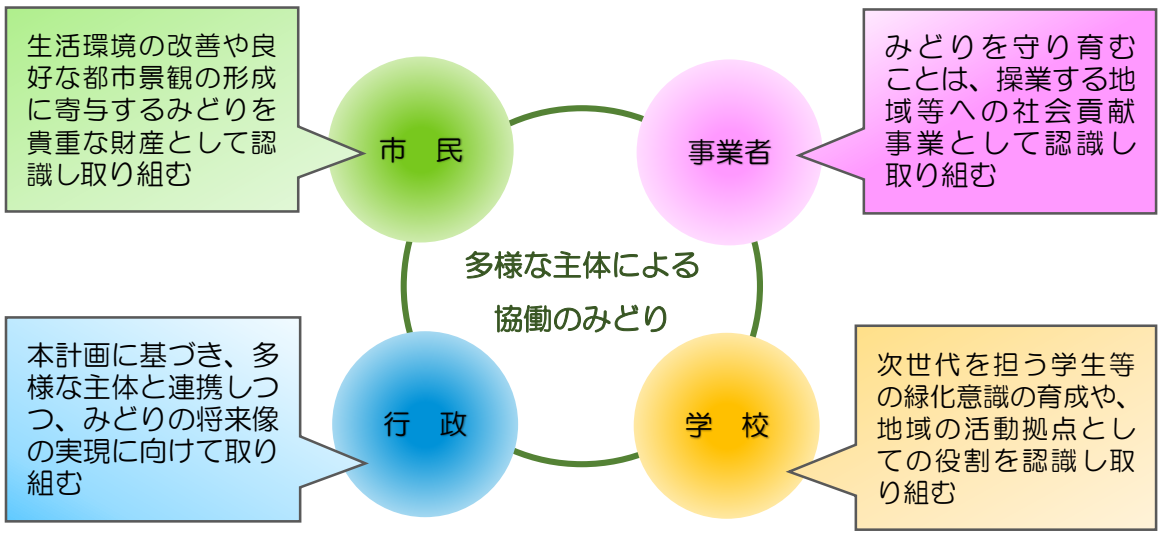

図　多様な主体による協働のみどりのイメージ

3．本市のみどりの現状

3－1．緑地の現況

（1）緑地全体

平成28年における施設緑地は197.26ha、地域制緑地は161.71haであり、緑地全体は358.97haで市域面積に対する割合は約14.5%となっています。

表　緑地の状況

区分	平成28年	
	面積（ha）	市域面積に対する割合
施設緑地	197.26	8.0%
地域制緑地	161.71	6.5%
合　　計	358.97	14.5%

（2）施設緑地

平成28年における施設緑地のうち、都市公園は126.97haとなっており、平成12年と比較すると一定の増加が見られますが、事業未着手・未完成の都市計画公園緑地については、市街化の進展に伴い用地確保が困難なことや、財政状況等の事情により整備が進んでいない状況です。

また、公共施設緑地（緑道、その他の公園、ちびっこ広場、学校グラウンド、小中学校の植栽地、環境施設帯及び街路樹、高校、その他私立学校など）は70.29haとなっています。

表　施設緑地の状況

区分		平成12年		平成28年		平成12年との比較	
		面積（ha）	市域面積に対する割合	面積（ha）	市域面積に対する割合	面積の増減（ha）	割合
都市公園	都市計画公園緑地	97.41	3.9%	108.26	4.4%	10.85	111.1%
	その他の都市公園	14.02	0.6%	18.71	0.8%	4.69	133.5%
	小　　計	111.43	4.5%	126.97	5.1%	15.54	113.9%
公共施設緑地		64.17	2.6%	70.29	2.8%	6.12	109.5%
合　　計		175.60	7.1%	197.26	8.0%	21.66	112.3%

※公共施設緑地：緑道、その他の公園、ちびっこ広場、学校グラウンド、小中学校の植栽地、環境施設帯及び街路樹、高校、その他私立学校など

表　都市計画公園緑地の整備状況

種類			計画決定面積(ha)	開設面積(ha)	開設率
都市計画公園緑地	住区基幹公園	街区公園	4.37	3.74	85.6%
		近隣公園	41.30	11.35	27.5%
		地区公園	4.50	4.50	100.0%
		小　計	50.17	19.59	39.0%
	国営公園		39.60	30.90	78.0%
	広域公園		54.40	32.30	59.4%
	特殊公園		10.60	7.05	66.5%
	都市緑地		18.50	18.42	99.6%
合　計			173.27	108.26	62.5%

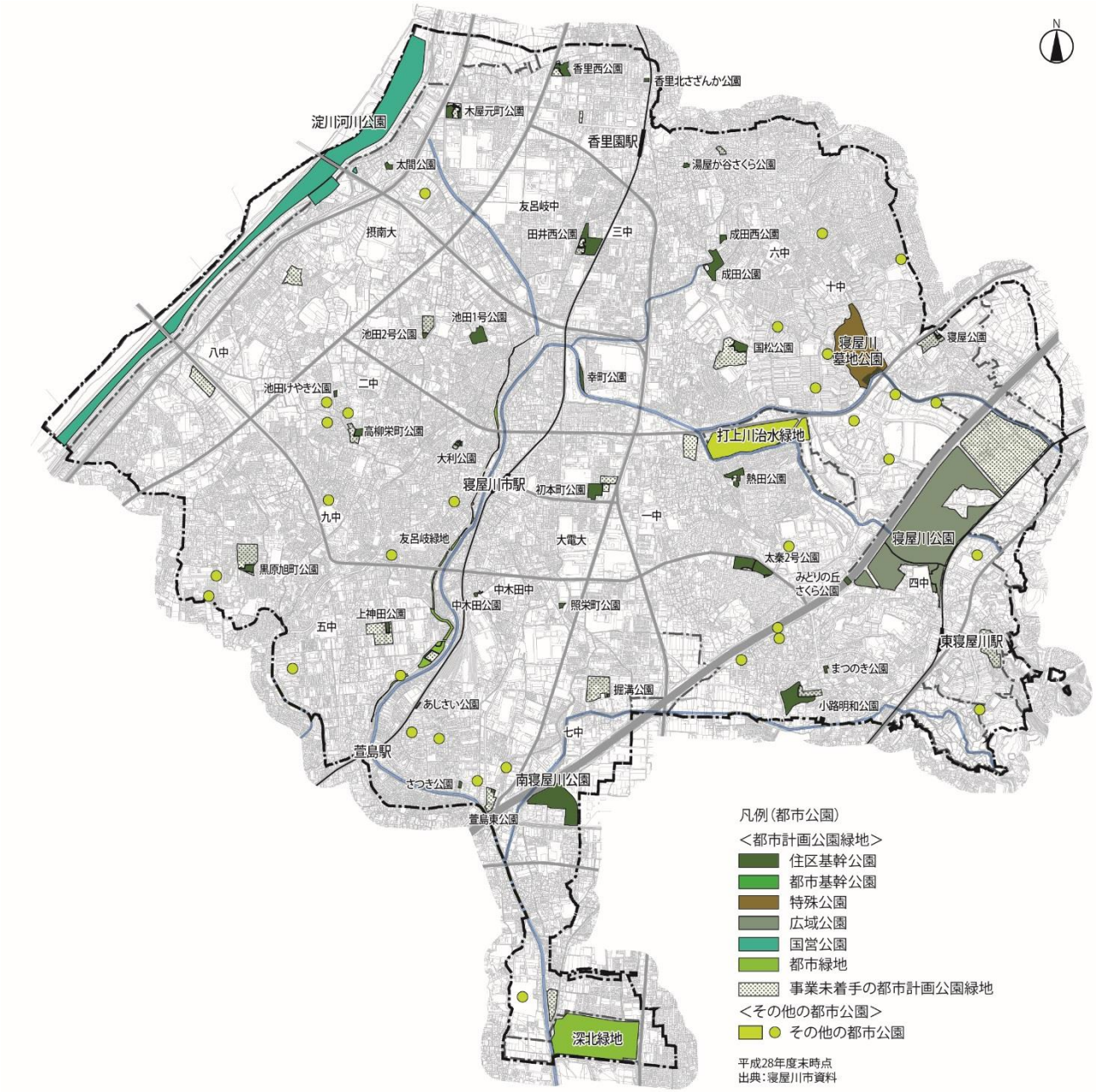

図　都市公園の整備状況図

（３）地域制緑地

平成 28 年における地域制緑地のうち、生産緑地地区が 63.70ha、市街化調整区域内農地が 70.32ha を占めています。

平成 12 年と比較すると、その他（大阪府自然環境保全条例に基づく建築物緑化、地区計画による地区施設など）が 10.99ha 増加しましたが、第二京阪道路の整備や沿道まちづくりの推進などに伴い、市街化調整区域内農地は 95.32ha、地域森林計画対象民有林は 40.00ha が減少するなど 133.43ha の地域制緑地が減少しています。

表　地域制緑地の状況

区分	平成12年		平成28年		平成12年との比較	
	面積（ha）	市域面積に対する割合	面積（ha）	市域面積に対する割合	面積の増減（ha）	割合
ため池	14.06	0.6%	7.70	0.3%	-6.36	54.8%
生産緑地地区	66.44	2.7%	63.70	2.6%	-2.74	95.9%
市街化調整区域内農地	165.64	6.7%	70.32	2.8%	-95.32	42.5%
地域森林計画対象民有林	49.00	2.0%	9.00	0.4%	-40.00	18.4%
その他※	0.00	0.0%	10.99	0.4%	10.99	-
計	295.14	11.9%	161.71	6.5%	-133.43	54.8%

※その他：建築物緑化促進制度（府自然環境保全条例）、史跡、地区計画による地区施設など

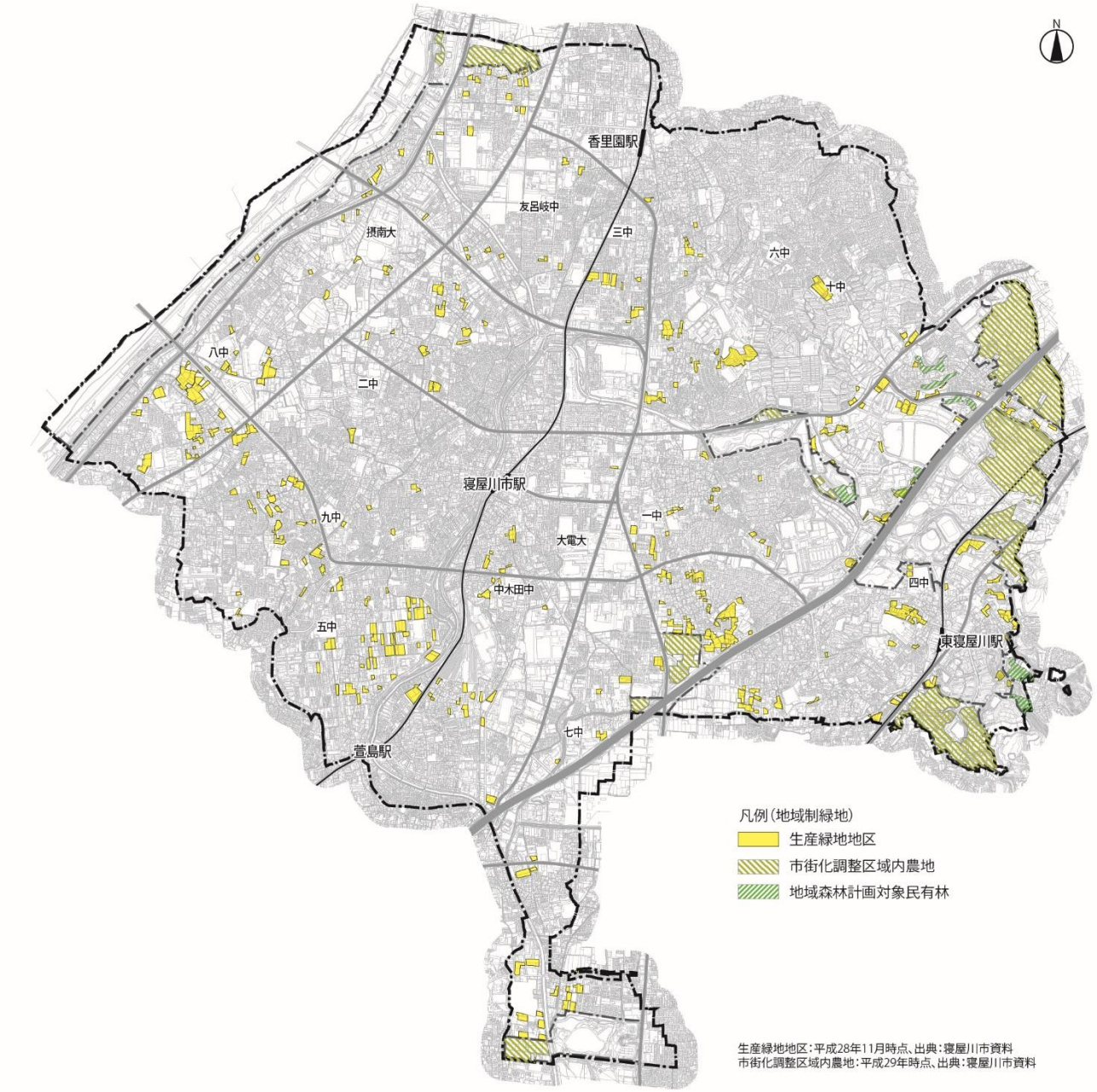
N
香里園駅
友呂岐中
摂南大
三中
六中
十中
八中
二中
寝屋川市駅
九中
一中
大電大
中木田中
四中
五中
東寝屋川駅
七中
萱島駅
凡例（地域制緑地）
生産緑地地区
市街化調整区域内農地
地域森林計画対象民有林
生産緑地地区：平成28年11月時点、出典：寝屋川市資料
市街化調整区域内農地：平成29年時点、出典：寝屋川市資料

図　地域制緑地の分布図

（４）緑被現況

緑被面積は 451.06ha であり、市域面積に対する緑被率は約 18.3%となっています。

※　緑被面積は、樹林や樹木で覆われた面積、草地等（樹林・樹木以外の植生で、芝草類、笹類、つる植物、草本類、河川敷の葦原など）で覆われた面積、及び農地の面積を合算したものとします。

※　平成 29 年 1 月撮影の航空写真および土地利用データ等から上記の樹林や樹木、草地等、農地を目視判読等により分布を把握し面積を算出しました。

図　緑被地の分布図

4．本市のみどりの課題

平成 13 年策定計画における基本施策の枠組みをもとに、本市における面的・点的なみどりの資源について、「保全」・「充実」・「創出」と、これらをつなげる「ネットワーク」の視点から課題を整理するとともに、市民・事業者・学校などがかかわる「協働」の視点を含めた５つの区分に応じて本市のみどりの課題を整理しました。

また、これらのみどりの課題の場所を示した課題図を次頁に示します。

表　課題一覧

みどりに関する取り組み	課題の項目
1．みどりの保全	①淀川（淀川河川公園）
	②河川・水路
	③農空間のみどり（樹林地、農地、ため池）
	④大規模公園等（総合公園、広域公園、特殊公園、治水緑地）
	⑤社寺林・保存樹
	⑥旧集落地のみどり
	⑦歴史街道など
	⑧ゆとりある住宅地のみどり
2．みどりの充実	①大規模公園等（総合公園、広域公園、特殊公園、治水緑地）
	②都市公園等（住区基幹公園、その他都市公園、ちびっ子広場）
	③学校グラウンド、公共公益施設等
	④緑道（友呂岐緑地など）
	⑤幹線道路とその沿道地のみどり
	⑥河川・水路
	⑦住宅地（全般）のみどり
	⑧商業・業務地のみどり
	⑨住工共存地のみどり
3．みどりの創出	①都市公園等（住区基幹公園、その他都市公園、ちびっ子広場）
	②密集住宅地区のみどり
	③まちづくり計画におけるみどり
4．みどりのネットワーク	①水辺空間や歴史街道を活かしたネットワークの充実
	②主要な幹線道路によるネットワークの充実
	③桜街道による新たなネットワークの創出
5．協働のみどり	①市民との協働によるみどりづくり
	②事業者との協働によるみどりづくり
	③学校との協働によるみどりづくり
	④多様な主体との連携によるみどりづくり
	⑤みどりの普及・啓発活動

図　本市のみどりの課題図

４－１．みどりの保全に関する課題

①淀川（淀川河川公園）

○広大で自然豊かな水辺の環境を有している淀川は、ワンドの減少やヨシ原が消失するなど、生物の生息・生育環境は大きく劣化してきており、多くの固有種の絶滅が危惧されています。

○国において、「国営公園整備・管理運営プログラム」に基づくワンドの環境改善や水辺環境の再生など、淀川の自然再生の取り組みが展開されています。

○現在、市民や大学等と連携した親水空間整備等の協働の取り組みが展開されています。

【課題】自然・歴史・文化が色づく空間としての維持保全

本市を代表する自然・レクリエーション空間であるとともに、大阪と京都を結ぶ京街道や、過去の大洪水を物語る茨田堤碑（まんだのつつみひ）、または淀川から農業用水などを引き込んでいた茨田樋之跡石碑（まんだひのあとせきひ）があるなど、自然・歴史・文化が色づく貴重な空間として、引き続き保全していく必要があります。

【課題】市民等の利活用の場と生物の生息・生育環境の両立

健康づくりや文化活動、自然とのふれあいなどの余暇活動の場としての役割のほか、特徴のある水辺の景観の保全や、川にまつわる歴史・文化資源を活かす、都市の防災性を向上させる、川と人をつなげるなど「都市の水辺」として市民等の利活用の場となることと、生物多様性保全などの視点から絶滅危惧種をはじめとする貴重な生物の生息・生育環境の両立が求められています。

【課題】市民等や周辺市町村との連携の取り組みへの展開

親水空間整備等の市民協働の取り組みや、流域連携協議会など周辺市町村等との連携による取り組みの展開が求められます。

②河川・水路

○市域には、一級河川淀川や寝屋川などとともに、西部地域には農業用水機能や雨水排水機能を有する水路が張り巡らされています。

○寝屋川や一部水路に、大阪府レッドデータブックでは絶滅危惧種とされていたコウガイモや環境省レッドリストで絶滅危惧種Ⅱ類等に指定されているミズアオイの自生が確認されています。

【課題】貴重な生物の生育・生息環境としての水辺空間の保全

絶滅危惧種をはじめ、貴重な生物の生息・生育環境として水辺環境の維持保全が求められます。

【課題】寝屋川市らしい特徴的な都市景観の保全

都市景観形成に貢献するみどりの資源として保全する必要があります。

③農空間のみどり（樹林地、農地、ため池）

○市域には、東部地域を中心に樹林が存在しており、樹林地など歴史資源と一体となった貴重なみどりが存在します。

○市街化調整区域内農地は、大阪府による農空間保全地域に指定されており、第二京阪道路沿道では、地権者等による農地保全に向けた検討が進められている。しかし、担い手の不足などによる耕作放棄地の増加に伴う生物の生育・生息環境や景観面での質の低下が懸念されます。

【課題】生物多様性が確保された貴重な樹林地、歴史資源と一体的な樹林地景観の向上

今後、人手不足や担い手不足などの要因により、適切な樹林地の管理が行われず、多様な動植物の生息・生育環境となる自然環境の悪化が懸念されます。また、これに伴う歴史資源と一体となった樹林地景観の質の低下が懸念されます。

【課題】民間開発などにより減少する貴重な樹林地の保全

民間開発の進行等に伴い、山林の切り崩しや樹林地の樹木の伐採が行われるなど、市域に存する貴重な樹林地が年々減少していることから、これらの維持保全が求められます。

【課題】歴史資源等と一体となったみどりの保全

歴史文化と一体となったみどりは、都市景観形成にも貢献するみどりとして引き続き保全することが求められます。

【課題】生産緑地地区や市街化調整区域内農地の保全

市街化調整区域内農地については、資材置場への転用など無秩序な開発を防止するとともに、計画的に農地を保全する必要があります。

また、市街化区域内に存する農地では、今後の開発進行による減少や、平成４年の当初指定から30 年を経過する生産緑地の買取申出が増加することなどによる減少が想定されることから、生産緑地法の改正に伴う特定生産緑地の指定や、面積要件の緩和による小規模農地の保全、追加指定（再指定を含む。）の検討が求められます。

【課題】農地が有する多面的な機能の質の確保

営農の場としてのみならず、農地の多面的な機能を活かした自然環境の保全、防災、自然景観の形成等に貢献する機能を確保するため、遊休農地の解消や担い手の確保などが求められます。

【課題】ため池の減少及び多面的な機能の質の確保

主に農業用水の確保のほか、生物の生息環境、都市の中の水辺景観、田園景観の構成要素として多様な役割を果たしており、農地の減少に伴うため池の減少や、多面的な機能の低下が懸念されることから、耐震性調査を実施するなど、ため池の多面的機能の保全に向けた適正な維持管理が求められます。

④大規模公園等（総合公園、広域公園、特殊公園、治水緑地）

〇広域的なレクリエーション拠点として、多くの市民等に利用されるとともに、印象的なみどりとして認識されており、寝屋川公園では歴史文化財（寝屋古墳）が保護されています。

【課題】広大な自然環境をはじめとする多様な機能を有するみどりとして保全

本市の魅力を高める「都市の森」として、生物多様性、ヒートアイランド現象の緩和、歴史・文化資源の保全・活用、自然とのふれあい、健康づくり等のレクリエーション、景観の保全、防災など、多様な機能を有するみどりとして保全が求められます。

⑤社寺林・保存樹

〇神田天満宮のクスノキ、春日神社のシイの社叢(しゃそう)は大阪府指定の文化財（天然記念物）として指定されています。

〇社寺林の中には保存樹に指定されているものが多数存在します。

【課題】社寺林･保存樹の保全

社寺林や保存樹などは、開発などにより喪失すると復元することは困難となります。

他都市では、所有者の高齢化などにより維持管理が困難となったことなどを受けて、保存樹指定を解除し伐採するケースも見受けられるため、適正な維持管理を促進する取り組みを継続することにより、社寺林・保存樹を保全することが求められます。

⑥旧集落地のみどり

〇歴史資産や社寺林や保存樹などのみどりと一体となって古くからのまちなみが残り、うるおいのある環境と景観が保持されています。

〇水路・河川やため池、農地と一体となって本市の貴重な田園景観や自然景観を形成しています。

【課題】歴史文化漂うまちなみへの展開

歴史的なまちなみが残された集落では、歴史資源と調和した社寺林や屋敷林などが残されていることから、地域のシンボルとなる貴重なみどりを有する歴史文化漂うまちなみとして保全することが求められます。

⑦歴史街道など

〇京街道や東高野街道をはじめ市域には歴史文化資源として、みどりの資源を結ぶ歴史街道や文化財、寝屋などに残る歴史あるまちなみが存在しています。

【課題】歴史･文化漂うまちの雰囲気づくり

市域には国、府、市指定の史跡、文化財が点在しており、歴史文化資源と一体のみどりが存在することから、歴史文化漂うまちの雰囲気づくりに向けて、今後も保全することが求められます。

⑧ゆとりある住宅地のみどり

〇東部地域などにおいて、みどり豊かで閑静な住宅地が広く形成されています。

〇地区計画制度を活用した良好な住環境の保全が図られています。

【課題】ゆとりある住宅地におけるみどりの保全

住宅敷地内の樹木が良好に生長し、みどり豊かなまちなみを形成していますが、所有者の高齢化に伴う維持管理不足が進むなど、良好なみどりの喪失や質の低下が懸念されます。

４－２．みどりの充実に関する課題

①大規模公園等（総合公園、広域公園、特殊公園、治水緑地）

○打上川治水緑地では、毎年寝屋川まつりや農業まつりなどの各種イベントが開催されるとともに、平成 28 年度より寝屋川市サクラ☆プロジェクトによる遊歩道沿いの桜のライトアップが開催されるなど、まちの魅力向上を図るシティプロモーションに取り組んでいます。

○寝屋川公園の未開設区域は、大阪府において都市計画公園見直し対象区域として検討が進められています。

【課題】本市の魅力を高めるみどりとして市民の多様なニーズへ対応

本市の魅力を高める「都市の森」として、自然とのふれあい、健康づくり、水辺の景観の保全、川にまつわる歴史・文化資源の活用促進、地域コミュニティの形成、避難地等としての機能充実とアクセスの確保や安全・安心な利用環境の確保など、みどりの視点から市民等の多様なニーズに応えることが求められます。

【課題】まちづくりの観点などから寝屋川公園のあり方の協議・検討

みどりの骨格に位置付けられる広域公園としての在り方について、ＪＲ東寝屋川駅周辺地域におけるまちづくりや、広域避難場所、後方支援活動拠点等の防災上の視点などから、大阪府との協議を行い、今後の整備の方向性や施設のリニューアルなどについて検討する必要があります。

②都市公園等（住区基幹公園、その他都市公園、ちびっ子広場）

○日常的なレクエーションや生物の生息・生育環境の場として各地に配置されています。

○小学校等で実施される環境学習や、自治会等でのコミュニティ形成を目的とした活動など、多様な公園利用がなされているケースが見受けられます。

○都市公園等の多くは平成以前に整備されたものであり、遊具等の老朽化が見られます。

【課題】都市公園等のマネジメントの推進

本市の魅力を高める「都市の森」として、自然とのふれあい、健康づくり、地域コミュニティの形成、避難地としての機能充実とアクセスの確保や安全・安心な利用環境の確保などを進めるため、市民等との協働による計画づくりや、公園公募設置管理制度の活用による公園整備を進めるとともに、市民等の主体による公園の維持管理方法を検討するなど、地域ニーズに応じた公園のマネジメントが求められます。

また、今後益々公園施設の老朽化が進行することによる維持管理費の増加が予想されることから、都市公園等の適正配置や機能集約による更なる機能の充実を図るとともに、公園施設の長寿命化により、機能保全とライフサイクルコストの縮減に努める必要があります。

③学校グラウンド、公共公益施設等

〇市域の学校は、災害時の避難場所やイベントの実施、市街地内の貴重なオープンスペース、または施設内の植樹など、みどりとしての機能が確保されています。

〇市役所や公民館、体育館、図書館、市民交流センター、供給処理施設などの公共公益施設が存在します。

【課題】学校グラウンドなどにおけるみどりづくりの推進

学校グラウンドなどのオープンスペースを有効に活用するため、学校と地域とが連携したみどりづくりを推進する機会の創出や、継続的な維持管理が可能となるよう、みどりの保全・育成に関する知識や資機材の提供などを検討する必要があります。

【課題】植栽事業などによるみどりづくりの推進

公共公益施設における植栽事業や大阪府緑化樹配布事業などによるみどりづくりの更なる推進が求められます。

④緑道（友呂岐緑地など）

〇友呂岐緑地の桜保全事業や、サクラプロジェクトによる桜の保全や植樹が行われ、サクラをテーマとしたまちづくりを推進しています。

【課題】人々の交流を促すみどりとしての充実

桜並木などを有する緑道は、水とみどりによるまちなかの自然空間を形成するとともに、これらのうるおいある空間を通じて市民等にやすらぎと潤いを与える貴重な資源であることから、今後も更なる人々の交流を促すみどりとして充実させることが求められます。

⑤幹線道路とその沿道地のみどり

〇市民アンケートでは、街路樹は守るべき・増やすべきみどりとして捉えられています。

〇主要地方道京都守口線や第二京阪道路では、「みどりの風の軸の形成」に向けた取り組みが行われています。

【課題】街路樹などによるみどりの保全と創出

街路樹は、沿道住民からの苦情などにより強剪定など行わざるを得ないことがあり、樹木が有する美しい樹形の喪失、樹勢の衰えなどが見られますが、これらを適正に保全するとともに、新たに整備される幹線道路などにおける植樹を行うなど、沿道土地利用や歩道幅員に配慮しつつ、出来る限り緑陰空間の形成に努める必要があります。

【課題】幹線道路沿道におけるみどりとオープンスペースの充実

「みどりの風促進区域」や「景観重点地区」に位置づけられている主要地方道京都守口線や第二京阪道路などの幹線道路の沿道において、道路植栽や沿道施設や店舗等、公共用地・民有地を問わずみどりとオープンスペースの充実を推進することが求められます。

⑥河川・水路

○一級河川寝屋川沿いでは、寝屋川再生ワークショップ（ねや川水辺クラブ）との協働により、寝屋川市駅西側の親水空間や幸町公園、川勝水辺広場などが整備されるなど、市街地内の貴重な水辺空間が形成されています。

【課題】水辺とふれあう空間の充実

市民等との協働により策定された「寝屋川市水辺基本構想」の実現に向けた取り組みを継続し、寝屋川、古川、友呂岐水路、幹線水路、二十箇水路、打上川など水辺とふれあう空間の確保とネットワークの更なる充実が求められます。

【課題】水路の環境・景観面からの改善

西部地域を中心に張り巡らされている水路について、内水対策における浚渫や改修を進めるとともに、周辺の土地利用状況などに応じて自然護岸を創出するなど、水路沿いの緑化や修景、水質改善などを進めることにより、市民等に親しまれる水辺空間の創出が求められます。

⑦住宅地（全般）のみどり

○既成市街地では、住宅敷地内の空間や公園緑地等のオープンスペースが限られるため、駐車場や生垣緑化を促進するなど、まちなかのみどりの環境形成に努めています。

○市内各所に存在する空き家対策の検討を進めています。

【課題】住環境の改善と合わせたみどりの環境形成

ゆとりある都市居住空間の形成を目指す中で、建物の新築や建て替えなどに伴う民有地緑化を推進するなど、まちなかのみどりの充実が求められます。

【課題】環境対策と生活環境の改善の両立

環境対策として地球温暖化の緩和に取り組むとともに、みどりによる生活環境の改善を図り、市民にとって暮らしやすい環境形成が求められます。

【課題】空き地を活用した新たなみどりの創出

空き家の除却を促進することにより、安全・安心な住環境の形成を図るとともに、空き地の有効活用による新たなみどりの創出方法を検討する必要があります。

⑧商業・業務地のみどり

○鉄道４駅周辺地域は、本市の都市核として地域特性に応じたまちのにぎわいと活力ある空間づくりに取り組んでいます。

【課題】人が集まる空間としてみどりを充実

鉄道４駅周辺地域においては、人が集まる空間であることから、市民等の目につきやすい建物や空間のみどりなど、まちのシンボルや都市の顔となる緑化空間の充実が求められます。

【課題】市の玄関口にふさわしい都市景観の形成

鉄道４駅では、市景観計画による取り組みとの連携を図りつつ、本市の各地域における玄関口としてふさわしい都市景観と一体となった美しいまちなみの形成が求められます。

⑨住工共存地のみどり

〇都市活力を支える工場等の操業環境と住環境の調和を目指した市街地形成に取り組んでいます。

〇近年の工場撤退などによる住宅地への建て替えが進んでいます。

【課題】工場敷地等のみどりの充実・活用

民間事業者の敷地におけるまとまりのあるみどりは、地域における貴重な資源であるため、これらの充実を図るとともに、地域に親しまれるみどりとして活用することが求められます。

【課題】住工共存地域における操業環境と居住環境の調和

工場や事業所に住宅地などが近接していることから、周辺の景観や環境に配慮した土地利用を誘導する中で、工場敷地における緑化や、住宅地への転換時における新たなみどりを創出するなど、操業環境と居住環境が調和したまちなみの形成が求められます。

４－３．みどりの創出に関する課題

①都市公園等（住区基幹公園、その他都市公園、ちびっ子広場）

○住区基幹公園等は市域に充足するように都市計画決定されていますが、事業が未着手の公園が存在します。

【課題】長期未着手の都市計画公園の見直し

社会情勢が変化する中、地域の多様なニーズを踏まえ、既存のみどり資源の充実などによる代替手法の活用により地域のみどりを確保や機能を維持した上で、長期未着手の都市計画公園の必要性について検討する必要があります。

②密集住宅地区のみどり

○市域には、京阪本線の３駅（寝屋川市駅、香里園駅、萱島駅）周辺に密集住宅地区が形成されており、狭隘な生活道路や木造住宅の建てづまりなど防災上の課題を有する地区が存在しており、主要生活道路の拡幅や共同協調建て替えの促進、空き家の除却などを進めています。

【課題】オープンスペースの確保

密集住宅地区内では、充分なオープンスペースが存在しないことや、延焼遮断施設が希薄なことから、主要生活道路の拡幅や建物の不燃化による災害に強いまちづくりを進める中で、公園、広場などのオープンスペースを確保するなど、不燃領域率を高める必要があります。

【課題】空き地を活用した新たなみどりの創出

空き家の除却を促進することにより、安全・安心な住環境の形成を図るとともに、空き地の有効活用による新たなみどりの創出方法を検討する必要があります。

③まちづくり計画におけるみどり

○京阪本線の連続立体交差事業の推進や対馬江大利線の整備、東寝屋川駅周辺のまちづくりが進められています。

【課題】計画的なまちづくり事業や景観計画等と連携したみどりの創出

駅周辺における市街地開発事業や駅につながる街路整備などとあわせて、市街地における新たなみどりやオープンスペースの創出、またはシンボルとなる景観形成を図るなど、まちづくり関連事業との連携によるみどりづくりが求められます。

４－４．みどりのネットワークに関する課題

①水辺空間や歴史街道を活かしたネットワークの充実

○市街地における水辺空間は、市民等にうるおいと安らぎを与える空間として存在し、生物の生息・生育環境として連続性があることから、みどりをつなぐネットワークを形成する貴重な資源です。

○京街道や東高野街道をはじめ市域には歴史文化資源として、みどりの資源を結ぶ歴史街道や文化財、寝屋などに残る歴史あるまちなみが存在しています。

【課題】河川等のつながりを踏まえた水辺環境のネットワークの充実

河川等の水辺空間は、生物の生育・生息環境や都市景観の形成、または水辺とのふれあいなど多様なみどりとしての機能を有することから、周辺市を含めた連続性も充分に踏まえつつ、市民等に親しまれる水辺空間として保全することにより、水とみどりのネットワークとしての更なる充実が求められます。

【課題】歴史・文化とともに共存するみどりのネットワークの充実

本市が有する歴史文化資源や旧街道を活かしたウォーキングルート等を踏まえ、歴史・文化と共に存在するみどりのネットワークの充実が求められます。

②主要な幹線道路によるネットワークの充実

○市域には、広域連携軸である第二京阪道路、国道１号（寝屋川バイパス）、国道 163 号、国道 170 号、主要地方道茨木寝屋川線や、地域連携軸である主要地方道京都守口線、主要地方道枚方交野寝屋川線、主要地方道枚方富田林泉佐野線、主要地方道八尾茨木線などの幹線道路が通過しています。

【課題】主要な幹線道路によるみどりのネットワークの充実

主要な幹線道路は、市内に有する大規模な公園緑地やみどりの資源をつなぐネットワークを形成する軸となり、みどりの連続性や風が抜ける空間としての機能を発揮するとともに、避難地へのアクセスや空間形成などの道路機能を有することから、これらの機能維持や新たな道路整備に伴うネットワークの更なる充実が求められます。

③桜街道による新たなネットワークの創出

○鉄道４駅を拠点として市域の桜の名所へのルートを桜街道としてつなげる「サクラ☆プロジェクト」の取り組みがなされています。

【課題】サクラ☆プロジェクトの推進によるみどりのネットワークの形成

シティプロモーションの一環として取り組むサクラ☆プロジェクトによる鉄道４駅を拠点とした桜街道を整備するなど、新たなみどりのネットワーク形成を一層推進することが求められます。

４－５．協働のみどりに関する課題

①市民との協働によるみどりづくり

○人口減少や市民ニーズの多様化などで地域を取り巻く環境が変化するなか、みんなで支えあって助け合える、つながりの深いまちをつくるために平成 25 年３月に「寝屋川市地域協働推進プラン」を策定し、「地域協働」の取り組みを進めています。

○公園花壇の植栽サポーター制度（旧散歩道推進事業）、花いっぱい植栽事業などが実施され、市民協働による公共施設やまちかどの緑化を展開しています。

【課題】市民との協働によるみどりづくりの充実

平成 13 年策定計画に基づいて、これまでに実施してきた市民との協働によるみどりづくりの事例を活かして、本市全体における取り組みをより一層充実させる必要があります。

【課題】みどりに関わるきっかけづくりや仕組みの構築

自宅での植栽や、地域コミュニティの醸成などに貢献する道路、公園、河川などの公共施設における清掃活動のほか、様々な情報提供をはじめ地域が有する資源を踏まえたみどりの活動場所や資材等の提供、または技術的な支援を行うことにより、市民がみどりと関わりやすい環境づくりとともにその仕組みを構築することが求められます。

②事業者との協働によるみどりづくり

○事業者アンケートでは、みどりに関する取り組みのきっかけとして「地域住民や行政との連携に関する支援」や「みどりに関する取り組み事例などの情報提供」が求められています。

【課題】みどりを通じた地域への社会貢献のしくみの検討

民間事業者の敷地におけるまとまりのあるみどりは、地域における貴重な資源となっている。地域に親しまれるみどりとしての活用や、大規模敷地におけるみどりづくりを促進するため、企業 CSR などの社会貢献活動として、事業者が操業地域や市内各所のみどりにかかわるしくみづくりや、その活動場所の提供が求められます。

【課題】住工共存のまちなみ形成とあわせた地域コミュニティの形成

事業者の社会貢献活動などによる地域のみどりづくりの促進と、工場や住宅敷地内における緑化を進めるなど、地域と一体となったみどりに関する取り組みを進めることにより、更なる地域コミュニティを形成することが求められます。

③学校との協働によるみどりづくり

○学校法人等との包括連携協定を活用した取り組みを推進することによる地域産業の活性化、地域課題の解決などを図るとともに、連携先の拡充検討を進めています。

【課題】学校と連携した地域の拠点となるみどりの創出

学校との連携を図る中で、新たなみどりづくりの担い手の育成や学校敷地等におけるみどりづくりを促進するなど、地域の拠点となるようなみどりの創出が必要です。

④多様な主体との連携によるみどりづくり

○市民、事業者アンケートでは、みどりに関する取り組みのきっかけとして「みどりに関する活動を広く周知するための PR」や「地域住民や行政との連携に関する支援」、「みどりに関する取り組み事例などの情報提供」が求められています。

【課題】多様な主体との連携を図るしくみの検討

市民・事業者・学校との協働、共助によるみどりづくりを推進するためには、情報提供や活動の PR はもとより、各者が連携し、一体となって取り組む必要があることから、市民緑地制度などを活用したみどり法人（民間主体）による自発的な緑地の保全・管理や、協議会の設置による公園の運営管理など、多様な主体との連携が可能となるしくみを構築することが求められます。

⑤みどりの普及・啓発活動

○友呂岐緑地の桜保全事業や、サクラ☆プロジェクトによる桜の保全や植樹が行われ、サクラをテーマとしたまちづくりに資する水と緑のネットワークの形成を推進しています。

【課題】桜などのみどりを活用したシティプロモーションなど、市の魅力や都市格の向上

市全体で取り組む桜の保全・整備に関する取り組みの継続実施により、市民等や市外からの来訪者にとって印象的なみどりの更なる創出が求められます。

【課題】環境改善やみどりの保全育成に関する市民意識の醸成

既存のイベントなどを通じて、市民等がみどりにかかわる機会を設けるなど、市民意識の醸成を図り、みどりのまちづくりの取り組みを一層広げることが求められます。

5．改定の視点

前項で整理した「みどりの保全」「みどりの充実」「みどりの創出」「みどりのネットワーク」「協働のみどり」から見た本市のみどりの課題を踏まえ、改定の視点を以下のとおり示します。

①本市の骨格的なみどりを引き続き保全・活用

淀川河川公園、寝屋川公園、打上川治水緑地など広域的なレクリエーション利用が期待され、本市の骨格となる重要なみどりについては引続き保全及び活用が求められます。

②公園緑地などの施設緑地に加え、地域制緑地などの身近なみどりの拠点の充実

市街地内に存在する都市公園等のマネジメントや、教育機関におけるみどりを確保するとともに、残存する農地をみどりとして位置づけるなど、まとまりのある多様なみどりを確保することにより、地域に身近なみどりの拠点の更なる充実が求められます。

③土地利用状況などに応じたみどりの充実

住宅地や商業・業務地、住工共存地などの土地利用状況をはじめとする地域の特性に応じて、環境、景観、地域貢献などの多様な視点から、決め細やかなみどりの充実・拡充が求められます。

④桜街道や水辺、歴史文化資源など、特徴的なみどりを活用したネットワークの形成

寝屋川などの水辺空間、市民の身近なみどりとなる都市公園や緑道、幹線道路のみどり、市域に存在する歴史文化資源を一体的に保全・活用し、みどりの拠点をつなぐ水とみどりのネットワークを形成することが求められます。

⑤協働によるみどりの取り組みを広げるしくみづくり

大利公園の市民活動や寝屋川ワークショップなどの事例を踏まえ、市民等の協働・共助や、企業の社会貢献活動、または、教育機関との連携によるみどりの取り組みを継続的に推進・促進するためのしくみづくりとともに、国や大阪府、周辺市との連携を更に強化するなど、広域的・包括的なみどりづくりが求められます。

6．基本方針

本計画を推進するにあたり、これまでに整理した本市のみどりの現状や課題などを踏まえて、基本理念およびみどりの将来像を以下に示します。

6－1．基本理念とみどりの将来像

本市には、淀川、寝屋川、生駒山麓のみどりをはじめ、貴重な生物の生息・生育場所となる自然環境や、市民の暮らしに安らぎと潤いを与えるまちなかの公園、歴史文化とともに存在する社寺林・保存樹、水辺とふれあえる親水空間、道路の街路樹や花壇などの公共施設のみどり、住宅地のみどりなどが存在しています。

これらのみどりは、古くから本市の歴史の中で育まれ、豊かな市民の暮らしを支えるとともに、安全・安心なまちづくりの礎となるなど、市の魅力を向上させるとともに、地域への愛着を育むためには貴重な存在となっています。

しかしながら、近年の都市化の進展によるみどりの減少や、みどりに求められる役割の多様化などに対応し、これらのみどりを守り、生み出し、育むためには、行政だけではなく、市民、事業者、学校などの多様な主体による取り組みが重要となります。

そこで、各主体が共に目標をひとつにし、協働・共助によるみどりの取り組みを進めることにより、本計画の実現を目指すため、以下の基本理念を掲げます。

＜ 基 本 理 念 ＞

協働・共助により発展する
水とみどりの中核市寝屋川

市民・事業者・学校・行政の協働・共助によるみどりのまちづくりを進め、淀川や寝屋川などの豊かな水と大規模な公園緑地におけるみどりの自然環境の保全や、まちなかのきめ細やかなみどりを保全、創出、充実し、つなげることにより、水とみどりの中核市寝屋川としての更なる発展を目指します。

将来における本市のみどりの具体的な姿として、みどりの将来像を示します。

みどりの将来像は、「骨格となるみどり」、「拠点となるみどり」、「土地利用に応じたみどり」、「ネットワークを形成するみどり」で構成しており、それぞれのみどりの保全、創出、充実を図ります。

凡例

■骨格となるみどり	■土地利用に応じたみどり	■ネットワークを形成するみどり
自然と歴史文化溢れるみどりの保全・再生 多様な機能を有する大規模公園等の充実	シンボルとなるみどりの充実 4駅周辺地域 学校・公共公益施設 地域性に応じたきめ細やかなみどりの保全・充実 社寺林・保存樹 住宅地（全般）／密集住宅地区 商業・業務地／住工共存地 農地／旧集落地	みどりの骨格や拠点をつなげる 主要な河川・水辺の保全・充実 主要な幹線道路沿いのみどりの充実 歴史街道等のみどりの充実
■拠点となるみどり		
都市公園の創出・充実 近隣公園／街区公園 農空間の保全		

※本将来像図は、主な内容を示したものであり、その全てを網羅したものではありません。

６－２．基本方針

基本理念に基づき、将来像を実現するため、本計画の基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針1
骨格となるみどり

（1）自然と歴史文化溢れるみどりを保全・再生する

淀川河川公園が有する広域的な自然環境について、歴史文化との調和を踏まえつつ、淀川河川公園流域協議会などとの連携による取り組みを進めることにより保全・再生します。

（2）多様な機能を有する大規模公園等を充実する

多様な機能を有する打上川治水緑地などの大規模公園等は、管理運営の方向性を踏まえた多様な主体との連携と協働による諸課題の解決に向けた取り組みや、都市計画公園緑地（府営公園等）の見直し検討を進めることにより、都市の魅力向上に寄与するみどりとして充実します。

基本方針2
拠点となるみどり

（1）都市公園を創出する

みどりの将来像を踏まえた都市公園の適正配置や、地域特性による必要機能を明確にした上で、公園が不足する地域などにおける優先順位を踏まえた都市公園の整備を推進します。

（2）都市計画公園を見直す

市が決定する都市計画公園について、地域におけるみどりの状況や、都市計画公園に求められる機能などを明確にした上で、必要に応じて見直しを行います。

（3）都市公園を充実する

都市公園の再整備を進めるとともに、計画的かつ効率的な維持管理を行うなど、都市公園の充実を図ります。

（4）農空間を保全する

第二京阪道路沿道などの市街地周縁部における市街化調整区域内の広大な農地等について、地元組織との連携をはじめとする多様な主体との協働により、農空間の計画的な保全と活用を図ります。

基本方針3
土地利用に応じたみどり

（1）シンボルとなるみどりを充実する

市のシンボルとなる寝屋川市駅などの鉄道４駅周辺地域における都市核としてふさわしいみどり豊かなまちなみ景観の形成や、地域のシンボルとなる公共公益施設などにおけるみどりを充実します。

（2）地域性に応じたきめ細やかなみどりを保全・充実する

土地利用特性などの地域性に応じて、建物の新築や建て替え時における緑化の誘導や、大規模敷地におけるみどりの創出、またはポケットパークなど市民等に親しまれる空間づくりを進めるとともに、市街化区域内農地の計画的な保全や活用を図ります。

基本方針4
ネットワークを形成するみどり

（1）　みどりの骨格や拠点をつなげる

主要な幹線道路における交通機能等に配慮した沿道緑化の推進や、寝屋川等の河川における水環境の保全、友呂岐緑地などの緑道における桜並木の保全、または歴史街道における景観形成など、広域的な視点を踏まえつつ、生物の生息・生育環境の連続性などに配慮した上で、みどりの骨格や拠点をつなげます。

（2）　きめ細やかなみどりをつなげる

市内に存する水路網の保全、または区域内道路や文化と歴史のみちを活用した花いっぱいの道路沿道を創出し、土地利用に応じたきめ細やかなみどりをつなげます。

基本方針5
みどりの管理運営

（1）　行動に関わるしくみをつくる

多様な主体がみどりづくりに関する情報交換や行動に向けた話合いを行い、協働の取り組みを進めるための組織の設置や、助成制度等の充実を進めます。

（２）　協働の取り組みを進める

多様な主体がそれぞれの役割を踏まえた協働の取り組みを進めるため、新たな担い手を育成するとともに、行政による様々な支援を行うことにより、みどりの質の向上や地域コミュニティの醸成を目指します。

（３）　みどりを普及・啓発する

市の都市格の向上や、幅広い年齢層による多くの市民等におけるみどりへの関心やきっかけを創出するため、みどりの活動に対する表彰や、行動啓発パンフレットの発行、またはホームページ、SNS による情報を発信するとともに、みどりを活かしたシティプロモーションを推進します。

基本方針6
計画を推進、管理する

本計画で掲げる施策の推進に当たっては、アクションプランを作成し、PDCI による進捗管理を行うとともに、計画全体の進捗状況の把握と評価、または社会動向などを踏まえて、計画の改善・見直しを行います。

※　今後、都市緑地法に基づき、地区特有の生態系を保全する必要のある地区や自然とのふれあいの場を提供する緑地として保全する必要のある地区などを対象とし、重点的にみどりの保全を図る地区として「保全配慮地区」の設定を検討します。

また、駅前等都市のシンボルとなる地区や特にみどりの少ない地区などを対象とし、重点的に緑化推進を図る地区として「緑化重点地区」の設定を検討します。

6－3．みどりの目標設定

今後、市民・事業者・学校・行政による協働・共助によるみどりのまちづくりの実現にあたり、本計画の進捗状況や成果などを共有し、本計画の実現を目指すため、目標年次（平成 52 年）における全体目標を設定します。

※　現段階（骨子案）における全体目標は以下の指標としますが、今後の個別施策の検討とあわせて、全体目標の点検と個別施策ごとの目標を設定していきます。

（1）全体目標

①　緑地の目標水準

全体目標 1：市域面積に対する緑地の割合を約 14.5%から 20.0%にします。

都市公園、ちびっこ広場などの小規模公園、街路樹などの整備や公共公益施設の緑化による施設緑地の確保と地域制緑地の指定により、市域面積に対する緑地の割合 20.0%以上を目指します。

目標	策定時（平成12年）		改定時（平成30年）		目標年次（平成52年）	
	面積	市域面積に対する割合	面積	市域面積に対する割合	面積	市域面積に対する割合
1　緑地の確保目標水準	470.74ha	約19.0%	358.97ha	約14.5%	494.00ha	**20.0%**

※緑地とは、施設緑地および地域制緑地の合計

②　都市公園の整備目標

全体目標 2：市域全体における整備目標を 126.97ha から約 140ha にします。

公園が不足する地域や防災上整備が求められる場合など、整備の必要性を充分に踏まえた上で、優先順位を重視した公園整備を推進し、市域の都市公園面積約 140ha を目指します。

目標	策定時（平成12年）	改定時（平成30年）	目標年次（平成52年）
	市域全体の整備状況(面積)	市域全体の整備状況(面積)	市域全体の整備状況(面積)
2　都市公園の整備目標	111.43ha	126.97ha	**約140ha**

※都市公園とは、街区、近隣、地区、特殊、広域、国営、都市緑地、その他の都市公園の合計

③　緑被率の目標水準

全体目標３：市域面積に対する緑被地の割合を約 18.3%から 25.0%にします。

公共公益施設及び民有地の緑地の保全や緑化を推進し、樹林や樹木、草地等（芝草類、笹類、つる植物、草本類、河川敷の葦原など）、農地のみどりで覆われたエリアの市域面積に対する割合 25.0%以上を目指します。

目標	策定時（平成12年）		改定時（平成30年）		目標年次（平成52年）	
	面積	市域面積に対する割合	面積	市域面積に対する割合	面積	市域面積に対する割合
3　緑被率の目標水準	-		451.06ha	約18.3%	617.50ha	**25.0%**

※緑被率とは、市域面積に対する緑被地（樹林や樹木、芝生、草地等みどりで覆われた場所）の割合

④　地域制緑地の目標水準

全体目標４：市域面積に対する地域制緑地の割合を向上させます。

生産緑地地区の指定拡大や緑化に関する各種制度を活用して、地域制緑地の指定を拡大し、市域面積に対する地域制緑地の割合を向上させます。

目標	策定時（平成12年）		改定時（平成30年）		目標年次（平成52年）	
	面積	市域面積に対する割合	面積	市域面積に対する割合	面積	市域面積に対する割合
4　法的担保性のある地域制緑地の指定目標水準	295.14ha	約11.9%	161.71ha	約6.5%	**向上**	

※法的担保性のある地域制緑地とは、ため池、生産緑地地区、市街化調整区域内農地、地域森林計画対象民有林、建築物緑化促進制度（府自然環境保全条例）、地区計画による地区施設、史跡

（２）施策別の目標（案）

各主体との協働による取り組みをはじめとした個別施策の推進により実現する、みどりの質の向上などにかかわる目標（案）を示します。

なお、具体的な目標設定については以下の項目を踏まえた上で、今後の個別施策の抽出とあわせて検討を進めます。

＜みどりの施策体系と目標案（案）＞

基本方針	基本施策（案）	目標（案）
１　骨格となるみどり	（1）自然と歴史文化溢れるみどりを保全・再生する	淀川自然再生の取り組み（復活した生物種）　など
	（2）多様な機能を有する大規模公園等を充実する	まちづくりの視点を踏まえたパークマネジメントの取り組み（協議会設立件数）　など
２　拠点となるみどり	（1）都市公園を創出する	身近に公園緑地があると思う市民の割合（○%）　など
	（2）長期未着手の都市計画公園を見直す	―
	（3）都市公園を充実する	公園の再整備件数（○件）　など
	（4）農空間を保全する	地域制緑地の指定状況（○ha）　など
３　土地利用に応じたみどり	（1）シンボルとなるみどりを充実する	４駅周辺地区の緑視率（○%） 桜植樹本数（○本）　など
	（2）地域性に応じたきめ細やかなみどりを保全・充実する	市民緑地の整備面積（○ha） 生産緑地地区の指定面積（○ha） など
４　ネットワークを形成するみどり	（1）みどりの骨格や拠点をつなげる	公共施設の植栽本数（○本）　など
	（2）きめ細やかなみどりをつなげる	身近に公園緑地があると思う市民の割合（○%）[再掲]　など
５　みどりの管理運営	（1）行動に関わるしくみをつくる	みどりの人材育成講座修了人数（○人）　など
	（2）協働の取り組みを進める	制度の活用件数（○件） みどりの利活用団体数（○団体）　など
	（3）みどりを普及・啓発する	みどりが増えたと思う割合（○%）　など

※　本計画や別途作成するアクションプランなどにより、各年で目標指標の達成状況を確認するとともに、概ね５年のサイクルにより、本計画全体の進捗状況の把握と評価などを踏まえた改善・見直しを実施するなど、PDCI による施策の進捗管理を行います。